

全高長 第 53 号
平成28年9月13日

法務省民事局
局長 小川 秀樹 様

全国高等学校長協会
会長 宮本 久也
(公印省略)

民法の成年年齢の引き下げの施行方法について（意見）

貴局で示された「民法の成年年齢の引き下げの施行方法について」以下のように意見を述べます。

記

選挙年齢が18歳から引き下げられた以上、民法においても成年年齢引き下げの方向が提起されるのは致し方ないとする。また国際社会の通弊に合わせるという意味では、若年層の世界進出という成果が期待される。

その反面、核家族化、地域の教育力低下等の影響により、以前より精神的、経済的に自立が困難との傾向を持つ現在の18歳から19歳の青少年の状況を鑑みるに、自己の判断と責任において自立した活動を行うことはかなりの困難さを伴うとする。

「施行方法」についての意見は次の通り

(1)「改正法施行時点で既に18歳、19歳に達している者は、改正法の施行日に一斉に青年に達することによる支障の有無」については、高等学校教育において特に支障は生じないとする。

(2)「改正法の施行日」については、高等学校の学年構成から見て同じクラスの中に成人と非成人が混在することとなることから、指導の整合性などの面で混乱が生ずる可能性があり避けることが望ましい。よって施行日については、4月1日からの施行をお願いしたい。

(3)「施行に伴う支障の有無」については、混乱を最小限とするためにも「改正法の施行前に行われた行為には遡及させない」ことは当然のことであるとする。その上で、「改正法の施行前に既に生じている法律上の効果に影響が生じないように一定の対応を行う」ことを是非お願いする。

次に、この意見公募の内容は「法律改正の施行方法」についてとなっているが、法律改正自体についての意見も含めて述べさせていただきたい。

高等学校教育の現場においては、具体的に次のような懸念を感じている。

(1) 選挙権年齢の引き下げに対応する主権者教育についてかなりの時間を費やしているが、まだ不十分であると考えている。このような状況下で民法の成年年齢引き下げを見据えた教育を実施することになると、共に中途半端に陥る可能性がある。このことから民法の成年年齢引き下げについては、主権者教育が定着するまでの先送りをお願いしたい。

(2) 「18歳、19歳の者は、親の親権に服さない」ことで、高校生の保護者に成人となった子供を監護及び教育する権利と義務が消失した場合、学校がこれまでのように生活や学習等に課題のある生徒への指導を保護者の理解と協力を得て行うことが困難となる可能性が生ずる。

(3) 一般的に殆どの高校生は経済的に自立しておらず生活全般は保護者の経済力に依存している。授業料や学校徴収金等の高校生活に必要な費用も保護者に依存している状況の中で、現在は未納者については保護者に督促を行っている。民法改正により、この部分に課題が生ずる可能性がある。

これとは別の問題として、離婚により生じた子供の養育費負担は子供が成人する20歳までという例が多いと思われるが、成年年齢が18歳からとなると支払終期が実質的に繰り上げとなるのではないかと懸念がある。

最後に、今回の意見公募では「少年法の適用対象年齢」は対象外とのことであるが、高校教育に多大の影響を及ぼす部分であることから、あえて書き加えさせていただく。

現在、学校内における特別指導では退学等の懲戒処分は極めて少数であり、本人の矯正を促す指導が大半である。この意味で、校内に刑法適用者と少年法適用者が混在した場合、生活指導の混乱は必至である。

以上のような課題が想定されることから、法律の改正には内容の更なる精査と共に、施行に至るまでの十分な準備期間が必要であり、少年法に関する議論との調整も必須である。